

新潟市新津地域学園及び新潟市新津地区公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市新津地域学園（指定管理部分を除く。）及び新潟市新津地区公民館使用料の収納を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年 4月 1日

新潟市長 篠 田 昭

収 納 事 務 を 行 う 場 所	収 納 事 務 受 託 者
新潟市秋葉区新津東町2丁目5番6号 新潟市新津地域学園 新潟市新津地区公民館	新潟市中央区上所1丁目11番4号 公益社団法人新潟市シルバー人材センター 理事長 若 林 孝